

【 寄 稿 】

「建設省の環境政策の展開」

建設省都市局都市計画課
都市環境計画係長
豊 原 寛 明

1. はじめに

平成4年6月の地球サミット、平成5年の環境基本法案の国会審議などを受けて、環境問題に対する関心は内外ともに高まっており、これまで進められてきた各分野の行政も、政策の転換を迫られており、建設行政もその例外ではありません。

また、健全で恵み豊かな環境は、人間活動の基盤として欠くことのできないものであり、限りある地球資源としての環境を将来にわたって維持しながら持続可能な経済・社会システムを構築していくことの重要性が、人類共通の認識として定着しつつあります。

2. 豊かな環境づくり委員会

このような背景の中で、今後の国土建設において、どのように「環境」に取り組むべきかを議論していただくために平成4年12月に建設大臣の私的諮問機関として「豊かな環境づくり委員会」が設置されました。

この委員会での議論を通じ、国土建設は環境と対立するものではなく、全体として豊かな環境を創っていくことを使命とするものであること、そして価値観の変化、地球環境問題の進行なども踏まえ、施策の飛躍的な充実と意識の切り替えを図り、世界のモデルとなりうる質の高い環境を備えた国土づくりを先取りの推進し、次世代以降に引き継いでいくべきことが提言として示されました。

3. 環境政策大綱

建設行政の使命は、住宅・社会資本整備、土地利用の適性化などにより、人間活動の基盤をよりよいものにしていくことであり、保全すべき自然を守りつつ、全体として、安全性、快適性、利便性を備えた「豊かな環境」を創造することにあります。

一方、近年の環境問題は身の回りの生活環境はもとより、生態系の維持、地球規模の環境問題にまで広範にわたっており、また時間的には現世代だけでなく、次世代以降にまで影響が及ぶ極めて長期的な問題も顕在化しています。

建設省では、こうした認識を踏まえ、質の高い環境を備えた国土の形成に向けて、豊かな環境づくり委員会の提言を最大限尊重し、21世紀初頭を視野において、中長期的に展開すべき政策課題と施策の展開の方向を明らかにすることを目的に、本

年1月に環境政策大綱を作成しました。

環境政策大綱の基本的な考え方は、以下に示す5項目に要約することができます。

- (1) 「環境」を創造し、保全することが建設行政の本来的使命であると認識すること、すなわち「環境」を建設行政において内部目的化すること。
- (2) 「環境の創造と継承」「環境の保全」「地球環境問題への対応等」の三つを国土形成における環境政策の理念とすること。
- (3) 環境政策の推進方策として、環境計画の策定や環境影響評価の充実等を進めるとともに、環境共生住宅、エコシティ、多自然型川づくり、エコロードその他七つのリーディング事業を推進すること。
- (4) 技術開発や環境教育の充実等により環境政策の推進体制の充実を図ること。
- (5) 変化の先取りをし、環境情報の把握及びその提供を行うとともに、施策のフォローアップを充実すること。

4. 都市環境基盤整備推進モデル事業（エコシティ整備推進事業）

環境政策大綱の中でエコシティは、リーディング事業として位置づけられています。

この事業（都市環境基盤整備推進モデル事業（エコシティ整備推進事業））は、以下のような背景・目的により平成5年度に創設され、現在6都市が環境共生モデル都市として指定を受けています。

(1) 事業制度創設の背景

地球環境問題が世界の重大な関心事となっており、わが国の都市行政においても、都市活動の持続的成長を維持しつつ地球に対する貢献を可能な限り追求することが求められている。また、国民生活の質的向上にとめない、生活大国五ヶ年計画にもみられるように、ゆとりやうるおい等の都市環境の質的向上が一層求められている。

(2) 事業制度の目的

こうした観点から、環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市の形成を目標とする都市環境計画を市町村において策定し、それに基づいて総合的、計画的な都市環境施策を推進する。このような施策体型的モデル的、先導的な推進。

(3) 事業制度の概要

建設大臣が、環境共生モデル都市（エコシティ）を指定し、以下の補助を行うとともに、所管公共事業の重点的な実施を行う。

① 都市環境計画の策定費補助

市町村に対して、都市環境計画の一部である重点整備計画（都市環境を整備改善するため緊急かつ重点的に実施すべき事項を定める整備行動計画）の作成に要する費用の一部を補助。

② 都市環境基盤施設整備費補助

地方公共団体又は第三セクター等に対して建設大臣の承認を受けた重点整備計画に基づき行う緑化を伴う人口地盤又は公開空地等の都市環境基盤施設の整備に要する費用の一部を補助

(4) 平成5年度指定都市

平成5年度の環境共生モデル都市（エコシティ）として、いわき市（福島県）、大宮市（埼玉県）、船橋市（千葉県）、横浜市（神奈川県）、福山市（広島県）、北九州市（福岡県）の6都市を指定。

5. おわりに

いままで述べてきたように、建設省における環境政策は、今後環境リーディング事業をはじめとして、環境政策大綱の実現を目指し展開されることとなります。

そのためには、以下のような方策が考えられます。

- (1) 国民のニーズを的確に反映する具体的な施策を企画立案し、重点施策、概算要求等に反映する。
- (2) 各分野ごとの五ヶ年計画、環境計画や環境施策の長期計画等に反映する。
- (3) 国土形成における基本理念として、省内への浸透を図るとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を図る。

また、関係省庁との連携のもとに環境影響評価についても調査・研究が行われることになっており、建設省における環境行政への取り組みは、様々な分野で21世紀における質の高い環境の形成を目指し、今後もその充実が図られます。

環境政策大綱の概要

環境政策の推進方策

- ①各分野の環境計画及び環境施策の長期計画の作成
- ②法令、諸基準等の充実
- ③環境に関する施策の重点的・総合的推進
- ④環境影響評価等の充実

環境境にたいする基本認識と環境政策の理念

- 健全で恵み豊かな環境を保全しつつ、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造し、地球環境問題に貢献することが建設行政の本来的使命であることを認識
- 環境政策を建設省執行行政の内閣府白文に
- 国土形成における環境政策の理念
- ①ゆとりとうるおいのある美しい環境の創造と継承
 - ②健全で恵み豊かな環境の保全
 - ③地球環境問題への貢献と国際協力の推進

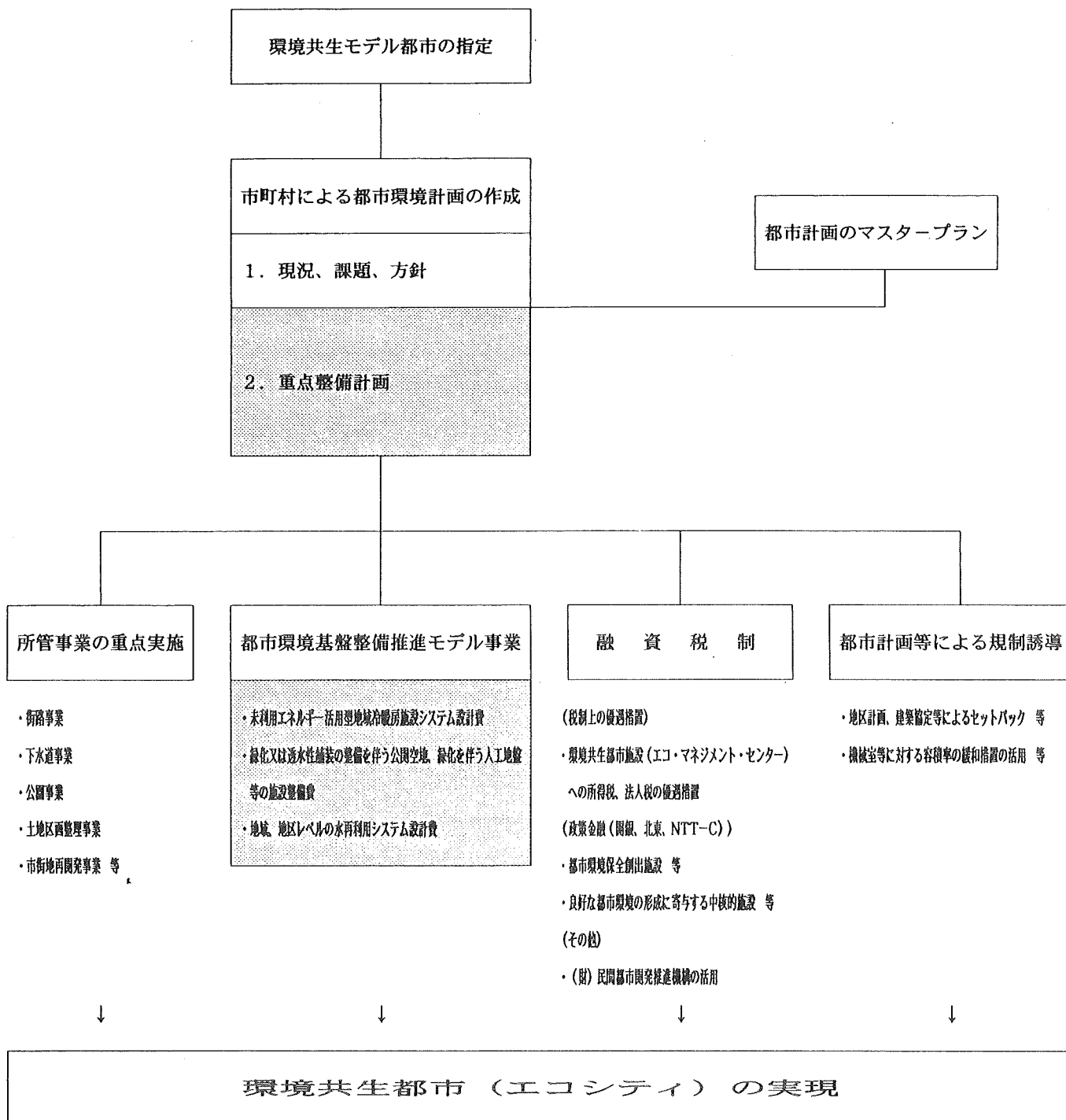
環境政策の推進体制

- ①国民と行政が協力して進める環境保全・環境創造
 - ・事業内容や環境保全施策などに関する情報の適時・適切な提供
- ②建設産業における環境対策への取組の充実
- ③環境技術開発と環境教育の充実
- ④推進体制の充実
 - ・環境アドバイザー制度等による第三者の意見の積極的反映

⑤環境リデザインング事業の推進

ア 環境共生住宅、環境低負荷型建築物	イ エコシティ（環境共生都市）	ウ 多自然型川づくり	エ エコロード	オ 環境と共生した公共建築物	カ 下水処理水の再利用	キ 自然生態観察公園（アバンエコロジーパーク）
・太陽エネルギーの活用	・都市環境計画に基づき省エネ、リサイクル、水循環等の先進的な環境保全・創造施策や技術を導入しモデル的建築物の普及を図る	・自然の川の持つ多様な機能を尊重し、多様性に富んだ環境の保全、生物の良好な生息・生育環境及び自然の川らしい美しい風景を保全	・自然との調和を目指したルート選定等を行い地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式を採用。けもの道の確保等生態系全般と共生を図る構造を採用	・省資源・省エネに配慮した建築材料、機材の活用やまちなみと調和のとれた設計、緑化を取り入れる等、立地条件、規模等に応じた対策を講じる	・熱利用等を行う下水道事業	・小動物の生息地、代表的な植物群落など質の高い緑地環境の保全・創出を図り、人間と生物がふれあえる拠点整備を推進

環境共生モデル都市の整備スキーム



注  都市環境基盤整備推進モデル事業（エコシティ整備推進事業）による補助